

高砂市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内に存在する空き店舗等を活用して新規出店をする中小事業者に対し、予算の範囲内において高砂市空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内の商業活性化による「まちと一体となって、新たな個性を創出し、魅力あふれる商業のまち高砂」の実現に向けた商業の基盤の強化と健全な発展の促進を図るとともに、新たな個性の創出や可能性の追求による市の商業の魅力向上及び活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者をいう。
- (2) 対象地域 市内全域をいう。
- (3) 空き店舗等 対象地域に所在し、全部又は一部が店舗又は事務所等（以下「店舗等」という。）として事業の用に供されていた建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）その他関係法令に違反しておらず、現に使用がされていないものをいう。
- (4) 新規出店 対象地域内に店舗等を新たに設けることをいう。ただし、対象地域内での移転によるものを除く。
- (5) 親族 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。
- (6) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として事業者に雇用されている常時雇用者をいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、対象地域において空き店舗等への新規出店に関する行為（以下「補助行為」という。）を行う中小事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 前項の補助金に係る補助対象者、補助対象経費、補助内容、補助率、補助限度額、補助要件等は、別表のとおりとする。
- 3 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする中小事業者は、補助行為に着手するまでに補助金交付申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする中小事業者は、この要綱以外の制度によるこの要綱による補助金と同種の補助金等の交付を併せて申請する場合には、補助対象経費から当該制度によって対象となる経費を控除した金額を補助対象経費として交付申請しなければならない。ただし、申請時

において、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請内容が適切であると認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付けることができる。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付けた条件を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該補助金の交付の申請をした中小事業者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けようとする中小事業者は、前項の規定による通知が行われた後でなければ、補助行為に着手してはならない。

（申請の取下げ）

第 6 条 交付決定を受けた中小事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、当該交付決定に係る前条第 3 項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の間は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請の取下げに係る交付決定はなかったものとみなす。

（着手届）

第 7 条 市長は、補助事業者が交付決定を受けた補助行為のうち、店舗等の改装工事に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

（補助行為の変更、中止又は廃止）

第 8 条 補助事業者は、第 1 号又は第 2 号に掲げる変更を行おうとする場合にあっては補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 3 号）を、第 3 号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合にあっては補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助行為に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）
 - (2) 補助行為の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）
 - (3) 補助行為の中止又は廃止
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請事項を承認すべきと認めたときは、当該申請の種類に応じ、補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第 5 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 6 号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（補助行為の遂行状況報告等）

第9条 補助事業者は、市長から補助行為の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 市長は、補助行為の遂行状況を確認するため、必要に応じ、補助事業者に対して、現地調査を実施する。

3 市長は、前項の現地調査を実施する場合は、あらかじめ、現地調査実施通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業者は、補助行為のうち店舗等の改装工事が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助行為の遂行が困難となった場合は、速やかに補助行為遂行困難状況報告書（様式第8号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助行為の全部又は一部を完了したとき（補助行為の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（様式第9号）及び市長が別に定める書類を、補助金の交付決定を通知した日の属する市の会計年度の3月30日までに、市長に提出しなければならない。

（是正命令等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、当該補助行為の成果が交付決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該内容又は条件に適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者へ命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合及び同条第2項の現地調査を実施した場合について準用する。

3 前条の規定は、第1項の措置が完了した場合について準用する。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、第10条（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告があった場合において、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助行為の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第11号）により補助金を交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、確定前に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払を請求するときは、補助金概算払請求書（様式第12号）により請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助行為以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（財産の処分の制限等）

第 15 条 補助事業者は、補助行為により取得し、又は効用の増加した財産（その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上であるものに限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、当該補助行為の完了から 10 年間は、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、同項に規定する処分が制限される期間、保存しておかなければならない。

（補助行為完了後の活用）

第 16 条 補助事業者は、当該補助行為の全てが完了してから 2 年以上、店舗等として利用しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助行為の完了の翌年度に、当該補助行為の完了した空き店舗等（以下「補助店舗」という。）の状況について、補助店舗活用状況報告書（様式第 14 号）により市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、当該補助行為の完了から 10 年間に事業計画書に記載している補助店舗の用途を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長と協議してその同意を得なければならない。

（台帳の整備）

第 17 条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、高砂市空き店舗等活用支援事業補助金交付台帳を整備するものとする。

（その他の手続等）

第 18 条 補助行為に係る補助金の交付については、この要綱に定めるものを除くほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和 47 年高砂市規則第 16 号）に定めるところによる。

（消費税等仕入控除税額）

第 19 条 補助事業者は、第 4 条に規定する補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金

に係る消費税等仕入控除税額があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 15 号）により市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の高砂市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の決定が行われた補助金について適用し、同日前に補助金の交付の決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

別表（第 3 条関係）

補助対象者	対象地域内の空き店舗等を新たに購入し、又は賃借して、新規出店をする中小事業者（新規出店する中小事業者が法人である場合は、市内に主たる事務所又は事業所を有する中小事業者に限る。）であって、次の全ての要件を満たすもの (1) 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる業種のうち、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、洗濯・理容・美容・浴場業又はその他の生活関連サービス業のいずれかを営むこと。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業、公序良俗に反する営業又は宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする営業でないこと。 (3) 月に 16 日以上かつ 1 日のうち午前 11 時から午後 2 時までの 3 時間又は午後 6 時から午後 9 時までの 3 時間を含む時間帯の営業をすること。 (4) この要綱による補助金の交付を受けたことのない空き店舗等であること。 (5) 既に対象地域において営んでいる店舗等を移転しようとするものでないこ
-------	---

と。 (6) 賃借する空き店舗等を他の者に転貸して業務を行うものでないこと。 (7) 当該空き店舗等を事務所、倉庫等として利用するものでないこと。 (8) 新規出店をする店舗等について、補助金申請時において出店後2年以上継続して営業する意思があること。 (9) 法令又は条例に基づく許認可等（資格を含む。以下同じ。）が必要な場合に、その許認可等を有し、又は開業までに有する見込みがあること。 (10) 市税を滞納していないこと。 (11) 当該空き店舗等の所有者と親族関係を有する者又は生計を一にする者でないこと。 (12) 当該空き店舗等の所有者が法人の場合は、当該法人の役員、その役員の親族又は従業員等でないこと。 (13) 当該空き店舗等の所有者が法人で、かつ、補助金の申請者が別の法人である場合は、各法人の代表者が親族関係又は生計を一にする関係でないこと。 (14) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。 (15) 空き店舗等の所有者と売買契約又は賃貸借契約の締結が確実に見込まれること。 (16) 活用しようとする空き店舗等が商店街等にある場合は、商店連盟協同組合等の代表者から出店の同意を得ていること。 (17) 高砂商工会議所による推薦を受けていること。					
補助対象経費等	補助対象経費	補助内容	補助率	補助限度額	補助要件
	店舗賃借料	当該空き店舗等に係る賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用は、賃借料に含まれていないこと。）	2分の1	100万円 （各補助対象経費の合計額）	営業開始日の属する月から12箇月間。ただし、営業開始月の賃借料が日割計算されている場合は、当該月の翌月から起算して12箇月を限度とする。
	店舗改装費	当該空き店舗等の改装工事及びファサード整備に係る経費（設計が必要な	2分の1		市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせる

		場合はその経費を含み、開業前の1回かつ事業に必要な範囲内のものに限る。)			場合に限る。
	広告宣伝費	空き店舗等に新規出店をする際の広告宣伝に要する経費(ウェブサイト開設費、印刷費、記事掲載料、新聞広告、求人チラシ等)	3分の2		新規出店前後2箇月以内の期間に要した経費に限る。
補助金の総額は、それぞれの補助対象経費に補助率を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額とする。					
補助対象外となる経費	1 敷金 2 礼金 3 保証金 4 共益費 5 消費税及び地方消費税 6 商品及び備品の購入費 7 ウェブサイト運営費 8 その他上記に類するもの				
その他の事項	1 空き店舗等の活用に当たっては、都計法、農地法(昭和27年法律第229号)、建築基準法その他の関係法令を遵守すること。 2 空き店舗等を所有者以外の者が改修を行う場合は、補助金の交付の申請をする前に、次に掲げる事項について明確にすること。 (1) 2年以上の賃借期間の確保 (2) 改修に対する所有者の同意 (3) 買取請求権の放棄 3 事業の完了後も2年以上店舗等として利用しなければならないこと。 4 第16条第2項の規定による報告の期限は、当該報告をすべき年度の12月10日とすること。				

別に定める事項(第4条及び第10条関係)

区分	交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
店舗賃借料	・事業計画書 ・収支予算書(別紙) ・賃貸契約書の写し ・位置図及び建物図面 ・申請に係る空き店舗等の写真(外観及び	・事業報告書 ・収支決算書(別紙) ・経費の支払を証する書類の写し ・店舗営業時の写真 ・営業に必要となる許認可証等の写し

	内部の全体が分かるもの) ・市税完納証明書又は市税について滞納がないことを証する書類 ・商店連盟協同組合等の代表者の同意書(商店街等に出店する場合) ・誓約書 ・営業に必要となる許認可証等の写し(当該許認可証等が交付申請中の場合は、実績報告時の提出とすることができる。) ・出店に際し必要な関係法令による許可、確認等が必要なものについては許可書等の写し ・高砂商工会議所が発行する推薦書 ・その他市長が必要と認める書類	(交付申請時に未提出の場合のみ) ・その他市長が必要と認める書類
店舗改装費	店舗賃借料に係る添付書類に加え、次の書類を添付する。 ・改装費に係る見積書 ・改装前の写真(外観及び内部) ・店舗所有者の同意書 ・登記事項証明書、不動産売買契約書等空き店舗等を購入したことが確認できる書類の写し(空き店舗等の購入の場合) ・その他市長が必要と認める書類	店舗賃借料に係る添付書類に加え、次の書類を添付する。 ・改装後の写真(外観及び内部の全体と、改装施工箇所が分かるもの) ・工事請負契約書又は請書の写し ・改装費に係る明細書 ・その他市長が必要と認める書類
広告宣伝費	店舗賃借料に係る添付書類に加え、次の書類を添付する。 ・見積書 ・その他市長が必要と認める書類	店舗賃借料に係る添付書類に加え、次の書類を添付する。 ・成果物、広告掲載記事の写し等、広告宣伝内容が確認できるもの